

第36回長野家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成30年12月26日午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 [家庭裁判所委員会委員]
岡本かおり，沖あずさ，川島良雄，諏訪雅頭，高橋知音，土屋ゆかり，寺澤啓子，中山孝雄，曲尾正子（五十音順，敬称略）
[講師]
児童相談所児童虐待アドバイザー長野県弁護士会弁護士 北川和彦
長野県中央児童相談所 家庭支援課長
[説明者]
首席家庭裁判所調査官
[事務局]
家庭裁判所首席書記官，家庭裁判所事務局長，家庭裁判所総務課長，家庭裁判所総務課課長補佐

4 テーマ

児童虐待根絶に向けての家庭裁判所の役割

5 議 事

(1) 家庭裁判所委員会新任委員の自己紹介

中山委員

(2) 議事の進行について

ア 本日の委員会の一般傍聴者（弁護士2名）による傍聴を承認した。

イ 本日の委員会の報道関係者による取材を承認した。

(3) 児童虐待根絶に向けての家庭裁判所の役割

[説明（児童相談所児童虐待アドバイザー長野県弁護士会弁護士，長野県中央児童相談所家庭支援課長，首席家庭裁判所調査官）]

(4) 質疑・応答

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，□：説明者，■：事務局】

説明者に対し，説明内容に関する質問がされたほか，次のとおり意見交換があった。

- 調停については，虐待親の主張に負けてしまうということがあるが，他方において，面会交流は親の権利として認めなければならないところ，その調整は調停委員だけでは難しく，状況を客観的に判断していくには，家裁調査官の専門的な調査が望まれ，その調整を行ってもらった方が良いのではないか。

親権が問題になっているケースで，例えば，父親が警察や児童相談所へ相談していると言っているにもかかわらず積極的に家裁調査官がそこまで調査していない事例もあり，母親の家庭だけを調査してきて報告するということもあり，代理人からどうしても調査をお願いしたいということでなければ動いてもらえないこともあるので，家裁調査官の積極的な関与を検討してもらいたい。

また，28条については，3～4か月の審理期間というのが多いのかもしれないが，その間，子どもはどうなっているのか。3～4か月というのは長いというイメージがあり，審理中に危険性は高まっていないのか。主張の調整の話ではないし生命の問題であるので，早めの対応が必要なのではないか。

家庭裁判所と児童相談所が協議や相談をしていくことは大事だと思うが，地域，市民，地域の係わりといった問題もあり，そういった人達が積極的に裁判所で相談できる場や，裁判所の広報のように裁判所からそのような発信があっても良いのではないか。

(諏訪委員)

- 児童相談所に調査嘱託したり，連絡したりして情報交換をしているケースは多いと思うが，ケースによっては十分な活動がないというのであれば，より活発な関与をしていきたいと考える。家裁調査官が子供の調査を受命

する際、虐待が疑われる事案であれば、早い段階で子の監護状況調査を行うこととしている。難しいところは、当事者の主張によっては、事実関係がはっきりしないケースもあるところであるが、児童相談所での関与があったり、必要を感じれば、児童相談所との情報交換をしていることは多い。

(首席家庭裁判所調査官)

- 調停では、家裁調査官に個別の調査を命じるということがなくても、調停立会を命じて、その中で調整したり、話を聞いてもらっている。そこで個別の調査が必要ということあれば、個別の調査命令で対応するといった柔軟な対応をしている。

(中山委員)

- 28条の申立てをする際は、必ず子どもの安全を確保(保護)してから申立てするようにしている。審理は長いので、一時保護所になると、いろいろと限られた空間になるので、施設に委託し、学校に通わせたり配慮をしている。一時保護委託については、身分が不安定であるので、一日でも早く、審判を出してもらえればということは感じている。

(児童相談所)

- 審理期間の短縮については、今後、検討していきたい。裁判官の抱える問題として、東京家裁のような大庁であれば多くのケースがあるが、長野県のような地方では数件しかなく経験がないという実情がある。家裁調査官が経験していたり、大庁の情報を連携して得て一定のレベルに早く達するようにといった努力はしている。

他方で、適切な証拠が出てくるかというのがかなり重要である。裁判所は行政機関ではないため、一旦引かなければならない。その時に、児童相談所から虐待の証拠、その親の許で生活していた児童の福祉を害するといった事実関係を支える的確な証拠が出てくるのかというのが一つの要になってくる。また、代理人弁護士も必ずしも経験が多くないということも絡

み、審理期間に影響してくるといった面もあるが、速やかな判断ができるよう努力をしていかなければならないので、いろいろな工夫が必要であると考えている。

(中山委員)

- 証拠について、身体的、性的虐待は、ある程度診断書等で分かるが、ネグレクトは家庭内の情報であって、立証がかなり困難だと思う。そういう点で裁判所の工夫点や気を遣っていただいている点はあるか。

(諏訪委員)

- 調査官調査を行うことになるのではないか。どのように緻密な情報を関係親族から入手できるかということになるので、おそらく調査官調査の中で、情報を引き上げるしかないのではないか。

(中山委員)

- ネグレクトの場合は難しいと感じる。食事を与えない等の生命に危険が及ぶような場合ではなく、家のごみ屋敷で、子どもも余り困っていないが周りはやきもきしているといったケースであれば、どうやって、証拠をとるのか、子の福祉を害するのかというのを詰めていくのは課題だと思う。きちんと記録を付け、情報収集をしていき、いつどのような対応も執れるよう準備をしていくことが必要だと思う。

(児童相談所)

- その点については、擁護事業対策審議会はいろいろな機関が入っているので、子の状況を細目にメモを取っている。ネグレクトは多面的な情報を取っていく必要があるので、アドバイザーとしてはそういった点を注意している。

(児童相談所児童虐待アドバイザー)

- 審理期間の長さについて、児童相談所の24時間体制での緊急対応的な動きと、裁判所の判断するまでの仕事の進め方とでは、それほど早く進め

ることができないのではないかと思います。裁判所の役割として、28条や33条のような時間との戦いが新たに加わったとすれば、従来の業務の進め方や枠組みでは、こういった案件は扱いにくいのではないかと。緊急対応的な対応体制の整備を考えていかなければならないのではないかと。

(高橋委員)

- 28条や33条の申立てがあった場合、親への審問を行い、補充的にどこを調査をしなければならないかを判断し、それについて家裁調査官が調査をし、関係機関からの聴取や、更に関係者からの聴取、といったことを行うとなると、緊急性を求められていたとしても一定期間は経過するといった限界はある。個々の業務をどれだけ短縮できるのかという課題について家裁としても引き続き検討していきたい。

(中山委員)

- 5月初めに申立てをし、審判確定までに3か月を要したケースがあった。幼少時に障害者施設に入所し、保育園に入っている子供で、児童相談所としては、そこからの聴取をして記録されているが、裁判所としては、実際に障害者施設の時はどうだったのかと確認したり、保育園ではどうなのかと確認したり等、一つ一つやっていると、それだけで相当な時間がかかってしまうので、複数の家裁調査官で対応できれば良い。

(児童相談所児童虐待アドバイザー)

- 事件の内容に応じて、複数の庁の家裁調査官で共同調査を実施しているケースもある。必ず、虐待のケースではそのようにするかという別ではあるが、複数で対応し、処理期間を短縮させるという対応をすることも可能である。

(首席家庭裁判所調査官)

- 個別案件での判断となり、そのような対応が可能であれば、対応するというスタンスになろうかと思われる。

(中山委員)

- 子供にとって2～4か月、外に出られないといった期間は、成長過程における発達上のダメージが大きいのではないかと感じた。子供は被害者の状況であり、審理を待っている間は行動や生活に制限があり、そこをケアする体制を充実させることを考えていく必要があるのではないか。

(高橋委員)

- 結果として虐待やネグレクトになってしまう方というのは、経済的に困窮している方が多いと感じている。子どももいるが、アパートの家賃を滞納しており退去を求められているという現実がある。

一人親家庭であると、児童扶養手当が1か月4万円強を4か月まとめて支払われ、児童手当も含めると20万円近くが支払われることになる。それが、子どものために使われないことがあり、それが児童虐待だったり経済虐待になっていくのではないか。その場合、親権を停止するとか分離という重い処分ではなく、後見人のような人たちが、一時的に第三者が親の代わりに金銭管理をすることにより、生活を落ち着かせ、虐待の要因を軽減していくことはできないか。

(土屋委員)

- 親権者には財産があるので、虐待とは言い難いので、そのような場合はネグレクトという扱いになると思う。お金は十分あっても、使い方の優先順位を誤っており、最近では飲食に使用してライフラインを止められるといったケースがあり、金銭管理をしないと子供を親許に返せないといった駆け引きをしている。

(児童相談所)

- 調停の中で、調停委員が「こんなのは夫婦間では当たり前だ」、「そのくらいのことは私もやっている」等と発言したり、虐待親が子どもが会いたいと言っているということだけで面会交流について話す等、調停委員の

虐待やDVに対しての理解が薄いとの話もあったが、現在はそのようなことはないと思うが、今後も、研修等で学びながらやっていきたいと思った。

(曲尾委員)

(6) 次回テーマ

子の福祉を配慮した紛争解決のための親への働き掛け

(7) 次回期日

平成31年6月13日(木) 15:00